

除染に関する住民説明会Q & A

3月22日～4月12日、各地区の公民館など10カ所で除染に関する住民説明会を開催しました。意見交換で出された質問をもとに市民の皆さんに放射能対策の現状をお知らせします。

Q1 東京電力福島第一原子力発電所事故から1年以上経過してからの除染。これまでの市の対応は？
A1 空間放射線量の国の基準は、当初年間20ミリシーベルト（毎時3.8マイクロシーベルト）でしたが、平成23年11月に年間1ミリシーベルト（毎時0.23マイクロシーベルト）に見直されました。
 本市では、市民の皆さんに平成23年4月から空間放射線量を公表し、11月に「放射能対策室」を設置。「放射能測定器」の貸し出しを開始するとともに、「食品等放射能測定システム」を導入し、市民の皆さんが生産した自家用の農産物などの放射能測定を開始しました。この間、保育園・幼稚園・小中学校などの汚染状況（マイクロロスポット）を詳細に調査するとともに、特に放射線量が高い側溝などを重点的に市独自で環境美化事業を行い、空間放射線量の低減に努めてきました。

Q2 除染対象区域は？
A2 文部科学省が実施した航空機モニタリング調査と本市が実施した1kmごとのモニタリング詳細調査の結果を基に算定した、空間放射線量が年間1ミリシーベルト（毎時0.23マイクロシーベルト）以上の区域（越河、斎川地区の全域と、小原、大鷹沢、大平地区の一部）です。それ以外は、対象外です。
Q3 小中学校の除染は？
A3 現在、環境省と協議している「白石市除染実施計画（案）」に掲げているのは、越河保育園、越河小学校、南中学校、斎川小学校、小原小中学校、大鷹沢保育園、大鷹沢小学校、大平小学校です。ただし、除染実施前に国基準で測定し、毎時0.23マイクロシーベルト未満であれば除染は実施しません。また、毎時0.23マイクロシーベルト未満や除染対象区域外であっても、市内すべての保育園、幼稚園、小中学校のマイクロロスポットは、本年度も引き続き環境美化事業を行い、取り除きます。
Q4 除染をしない場合の実害は？
A4 発ガンのリスクが考えられます。1000ミリシーベルト（10万マイクロシーベルト）を超える放射線を一度に被曝するとガンの発生率が0.5%増えます。ただし、長期間にわたって低線量の放射線に被曝した場合の実害は分かっています。
Q5 ガンになる確率が増加するということは、野菜嫌いな人や受動喫煙と同程度。運動不足や塩分の取りすぎは200〜500ミリシーベルト、

Q6 一日も早く除染したい。除染対象区域の自治会で独自に除染作業を行う場合の補助は？
A6 除染活動にかかる資材（スコップ等の清掃用具など）は補助対象。人件費や食料費は補助対象外です。詳しくは、放射能対策室にお問い合わせください。
Q7 焼却灰の収集は？
A7 焼却灰は、個人管理より市が責

Q8 焼却灰の取り扱いで注意すべき点は？
A8 灰出し作業時の外部被曝や灰を吸い込むことによる内部被曝です。灰を取り扱う場合は、マスクや帽子、作業服を着用してください。
Q9 市独自の子どもの健康調査は？
A9 宮城県有識者会議は当初、「科学的・医学的見知から、現状では健康への悪影響は考えられず、健康調査の必要性はない」としていました。その後、県民の不安を払拭するために、当市より放射線量の高い丸森町民を対象にした健康調査を実施し、その結果、あらためて「健康に与える影響はない」との見解を示しています。現時点では、本市独自の健康調査を実施する考えはありません。



放射能対策

地域の総力を挙げて

放射能対策室（旧勤労青少年ホーム内）
 ☎25-3720 taisaku@city.shiroishi.miyagi.jp

▲越河保育園隣の丘陵地で枝葉の剪定や落ち葉の除去を行い、大きな袋に詰める作業員（4月26日）



▶園庭を覆土する作業員（5月18日）

越河保育園と越河公民館で除染作業を開始
 4月26日、越河保育園と越河公民館で除染作業を開始しました。越河保育園は、隣接する山林の枝葉の剪定や除草、建物の屋根や壁の清掃、敷地の覆土や砂場の砂の入れ替え作業が終了し、越河公民館も同様の作業を行ってまいります。除染後の調査結果は、まとも次第、お知らせします。
 6月からは、越河小学校の除染を開始します。これからは、子どもたちの健康を最優先に、「白石市除染実施計画」に基づき除染を進めるとともに、除染の進捗状況や除染後の空間放射線量の測定結果をお知らせしていきます。

休日（土・日・祝日）も市役所警備室で放射線量測定機器を貸し出しています

5月から、休日（土・日・祝日）も市役所警備室で放射線量測定器貸し出しています。数に限りがあるので、必ず事前に電話で貸し出し状況を確認の上、来庁してください。なお、業務の参考にするため、機器返却の際に測定結果を報告いただきます。

対象者などは次の通りです。

- 対象者 市民の方および市内の企業
- 貸出場所 市役所警備室
- ※休日は市役所正面玄関から市役所内に入ることはできません。東側（旧国道4号側）の出入口をご利用ください。
- ※平日は放射能対策室で貸し出ししています。詳しくは、放射能対策室に直接お問い合わせください。
- 貸出期間 1日
- 貸出日 土曜日、日曜日、祝日の8:30～17:00
- 申請時に必要な物 ①印鑑、②本人確認ができる物（運転免許証、保険証など）
- 申し込み・問い合わせ先

平日：放射能対策室 ☎25-3720、休日：市役所警備室 ☎25-2111



放射能対策は、今後も国・県の動向を注視するとともに、市民の安心・安全な生活環境を取り戻し、ふるさと白石の復興と再生に向けて、市が主体となり市民の皆さまのご協力をいただきながら、全力で取り組んでまいります。